

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 9月 2日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主排気筒エリアの現場調査時において、主排気ダクト表面に腐食(幅約15cm×長さ約30cm)が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、腐食箇所からの空気漏れは無し。	GⅢ	
2	2号機	補機冷却海水系の原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器入口排水弁において、排水不良(弁を開いても排水されない)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	1・2号廃棄物処理設備	1号機廃棄物処理補機冷却系熱交換器(A)の海水差圧計高圧側計器入口弁において、弁の開閉不良(弁棒の溝が磨耗しハンドルが空回りする)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	